

第2回 水温検討第三者委員会 議事概要

1. 日 時：令和4年6月15日（水）14：00～15：20
2. 形 式：オンライン開催
3. 出席委員：太田委員長、大城委員、小野寺委員、吉田委員
4. 議事概要：

議事次第に従い、事務局から資料の説明を行った後、討議を行った。

資料2の「とりまとめ（案）」に関する主な意見は以下のとおり。（欠席の山見委員からは事前に意見をいただいた。）

- 水温10℃付近で水中転落した場合でも生存する事例もあれば、水温20℃付近で死亡する事例もある。要救助者のおかれた環境等に依る部分も多いことに留意が必要。
- 速やかに救助を要請、適切な救助が実施されることを条件としたうえで、20℃ではなく15℃を低水温域の基準として定めてもよいのではないかと。ただし、短時間での救助が肝要であり、それが困難な地域であれば20℃を低水温域の基準として設定すべき。
- 要救助者が水に濡れることなく救助を受けることが基本。
- 水温の閾値は、救助の体制、天候など、不確実性を持つ因子の影響についても担保をした形で設定するのが適当と考える。
- 知床遊覧船事故対策検討委員会で議論されていたとおり、スライダー付き救命いかだにより濡れずに移乗できることを勘案して、特に水温15℃未満では安全基準の見直しを行っていただきたい。
- 米国では15℃以下の海域を「寒冷地（冷水域）」として定義しているが、米国近海の海水温度は日本近海と比較して若干高い傾向にある。踏まえると、我が国で15℃以下の海域を「寒冷地（冷水域）」として定義すると、米国近海に比して「寒冷地（冷水域）」の範囲の割合は高くなるものと考えられる。
- 水温と生存の可能性の関係については、9ページにおいて示された表の内容に同意。水温15℃より少し高い温度帯で生存可能性が高くなるため、安全域を考えると20℃を区切りとできるのではないかと。
- 救助体制については、海上保安庁による救助以外にも、周辺海域における他船の航

行状況、陸からの距離なども考慮することも考えられる。また、水温については、事業形態が季節運航かどうか等について考慮することも考えられる。

- IMO（国際海事機関）において極水域を航行する船舶の安全に関し、非義務的要件ではあるが、観光船のような船は可能な限り伴走船を伴って航行することという要件がある。救助に関する考え方の参考になるのではないか。
- アルミ製の保温具は、国際条約において大型船に搭載する救命いかだの艀装品として義務付けられており、海上で救助待機する際の保温装具として有効であると認められているものである。
- 保温具等については、予防の観点では有効であっても、低体温症を発症した者に対して症状緩和の用途で使えるものではないため、保温具等が低体温症の治療のために有効なものであるとの誤解を与えないような表現にしていきたい
- 例えば、アルミシート等の保温具は、低体温症を手軽に予防できるものとして有効。低体温症の治療のためのものではないため、この点について誤解のないような表現にしていきたい。
- 体を密閉できないアルミシート等の効果は一定以上の期待はできず、簡易シェルターが一つあれば複数名で密閉空間に入ることができ、人の体温で中の温度も保持できるので、筏に一つあると効果的である。
- 資料2のとりまとめ案②の内容は、とりまとめ案①の補足事項であると認識。その点を明確化すべき。
- とりまとめ案②の「意識のある状態での救助」の記載は、体温の維持が早期に困難になるため、早期の救助が望ましいという意図かと思うが、この表現では実際にどのように対応してよいかわからない。とりまとめ案②は救助が到着するまでの対応にういての内容を記載するものであるため、早期の救助の関する言及は不要と考える。

以上の議論を踏まえ、資料2のとりまとめ案①については、概ねご了解を頂いた。また、とりまとめ案②については、委員の意見を踏まえ「意識のある状態での救助」は削除することで概ね了解を頂いた。

以上